

## 視点2 外郭団体の自主的・自立的な経営基盤の確立

外郭団体が自ら積極的に改革・改善に取り組むために必要な、指針となる改革・改善項目を次に掲げる。

本市は、外郭団体に対し、円滑な取り組みを進めるよう指導するとともに、必要な調整、支援を行う。

### 1 健全な経営システムの確立

#### (1) 経営改革実施計画の策定

外郭団体は、本基本プランに掲げる改革取り組み内容を踏まえ、所管部局と協議、調整のうえ、それぞれの団体の状況に応じて、経営改革実施計画を策定し、順次経営改革を実施する。

#### (2) 経営状況の点検・評価

外郭団体は、経営状況について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて経営診断を実施する。

#### (3) 顧客満足度の向上及び成果目標の設定

提供するサービスに対する顧客満足度を把握し、事業方法、内容について点検・評価を行い、市民の視点に立った経営を行う。

施設の稼働率、利用者数、入場者数等具体的な成果目標を設定し、経営評価を実施する。

#### (4) 経営情報の公表

情報公開については、本市の制度を参考に、本市に準じた情報公開制度を検討し、実施に努める。

なお、実施に当たっては、個人情報の保護に万全を期すものとする。

外郭団体は、財務諸表等経営状況や事業内容を公表するとともに、インターネットホームページの開設等市民への積極的な情報提供に努める。

## 2 経営体制強化への取り組み

### (1) 経営責任の明確化

役職員への民間人やプロパー職員の登用などをすすめ、市に依存しない経営体制を確立し、経営責任を明確化する。

### (2) 外郭団体設立目的への回帰と事業の見直し

外郭団体設立の公益目的に従い、市民ニーズがありながら行政ではカバーすることができない分野、また、民間が進出していない分野をカバーするための事業を積極的に実施するとともに、民間進出により既に目的が達成された事業については撤退を図る等、外郭団体自らが内容を検証し、取捨選択する。

実施する事業について、事業内容を総点検し、不要不急の事業や、費用対効果の薄い事業について、整理、廃止等見直しを実施する。

事業の効率化、合理化を徹底し、経費節減に努め、経営改善に努める。

### (3) 財政の健全化

本市からの補助金や業務委託に依存する経営体制の改善を進める。

収益事業については採算性を検証するとともに、保有財産の有効活用を図るとともに、民間の経営手法を導入し、自主財源の確保を図る。

### (4) 組織の見直し

社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、外郭団体は業務内容、業務量に応じた簡素で効率的な業務執行体制とするよう組織体制の見直しを図る。

#### (5) 職員配置・定員管理計画

業務量の見通しや必要な専門性を踏まえ、計画的な事業経営と連動した職員採用計画及び定員管理計画を策定し、実施する。

プロパー職員の育成や臨時・人材派遣職員等多様な人材の活用を行うとともに外部委託の活用等効率的な人員・人材の配置に努める。

本市からの派遣職員については、本市事業との関連性、実施事業の規模等を踏まえ、派遣廃止の検討を進めていく。

職員の意識向上や活性化を図るため、外郭団体間の職員人事交流や本市への派遣研修について検討する。

#### (6) 人事制度の確立

職員の給与や昇任について、単に本市職員に準じた処遇（給与水準、手当、昇進等）とするのではなく、個々の外郭団体の経営状況や業績を反映した報酬体系や人事制度を整備する。

プロパー職員の採用について、公平性の観点から、公募を原則とする。

人材の育成や職員の能力向上を図るため、各団体において、研修計画を策定し、計画的な研修を実施する。